

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康診査(母子保健法)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

河内町は健康診査(母子保健)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県河内町長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康診査(母子保健法)に関する事務
②事務の概要	<p>河内町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊婦、乳児及び幼児に対する保健指導保健指導、健康診査等に関する事務を行っている。</p> <p>これらの事務のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対する保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>2 新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>3 1歳6か月時健康診査・3歳児健康診査の実施又は健康診査の受診の勧奨に関する事務</li> <li>4 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>5 母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>6 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の受診の勧奨に関する事務</li> <li>7 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>8 未熟児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>9 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</li> </ol> <p>なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。</p> <p>また、郵送等による通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項、及び 別表第1第49項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8項 別表第二 69の2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 69の2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条及び第38条の3</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	町民課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6983
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民課 茨城県稲敷郡河内町源清田1183 0297-84-6983

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月8日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7項 別表第二 69の2</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二 69の2</li> </ul>	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8項 別表第二 69の2</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 69の2</li> </ul>	事後	番号法改正のため
令和5年4月1日	表紙 公表日	令和4年4月8日	令和5年4月1日	事前	
令和5年4月1日	I-1-②事務の概要	母子保健法の規定に則り、各種健康診査に関する事務を行う。	<p>河内町は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊婦、乳児及び幼児に対する保健指導保健指導、健康診査等に関する事務を行っている。</p> <p>これらの事務のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 妊産婦若しくはその配偶者又は乳幼児の保護者に対する保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>2 新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>3 1歳6か月時健康診査・3歳児健康診査の実施又は健康診査の受診の勧奨に関する事務</li> <li>4 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>5 母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>6 妊産婦の訪問指導の実施又は診察の受診の勧奨に関する事務</li> <li>7 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>8 未熟児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>9 母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</li> </ol> <p>なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。</p> <p>また、郵送等による通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-1-③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年4月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8項 別表第二 69の2</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 69の2</li> </ul>	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8項 別表第二 69の2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 69の2</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条及び第38条の3</li> </ul>	事前	